

平成29年11月8日

岡山地方裁判所委員会

民事調停制度について

1 裁判外紛争解決手続き（ADR）

ADR（Alternative Dispute Resolution）とは、裁判外紛争機関のことで、①「民間型ADR」②「行政型ADR」③「司法型ADR」があります。

2 調停制度について

(1) 調停制度のメリット

- ・申立・・・簡易，対象事案の射程範囲，費用が安い
- ・調停・・・本人が対応できる，非公開，専門性を有した調停委員
- ・調停成立後・・・ウイン・ウインの解決，執行力

(2) 調整制度のデメリット

- ・申立・・・対応しない相手方
- ・調停・・・互譲の精神のない場合
代理人の意向
- ・調停不成立・・・裁判手続きとの関係

3 調停委員としての経験談，苦勞したこと